

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年11月2日発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 61】

革マルの潜り込み戦術を裏付けるNTT顧客データ漏洩事件！

1998年1月に摘発された革マル派「豊玉アジト」の押収物からは、国鉄改革に伴いNTTに再就職した元動労組合員が、通話記録を盗んで同派に渡していたという衝撃的な事実が明らかになった。1999年11月2日、新聞各紙は一斉にこの事件を大きく報道した。

対立過激派の通話記録盗む NTT社員ら革マル派に協力 警視庁逮捕

警視庁公安部は2日、革マル派活動家に協力して敵対する過激派の通話記録などを盗んだとして、NTTドコモの設備建設部職員YとNTT東日本の東京支店お客様サービス部職員I両容疑者を窃盗容疑で逮捕した。調べによると、Y容疑者は革マル派の非公然活動家らと共謀し、1997年12月下旬、東京都中央区のNTTドコモのサービスセンターで、I容疑者は同じころ、目黒区のNTT東京支店で、それぞれコンピューター端末からデータを引き出し、印字して盗んだ疑い。盗まれたのは、革マル派に敵対する過激派の幹部や、JRグループの経営幹部と労組幹部計10数人のデータ。契約内容や発信場所、通話相手の電話番号などが記録されていたという。公安部は、革マル派活動家が、敵対セクト幹部らの動向を探るため、Y容疑者らにデータを盗むよう指示したと見ている。Y、Iの両容疑者は元国鉄職員で、87年4月、国鉄分割民営化に伴って退社し、翌年4月、NTTに再就職していた。【読売新聞夕刊】

NTT社員ら2人逮捕 顧客情報盗み革マル派に

-(前略)-公安部によると、盗み出した資料は数十枚に及び、98年1月、練馬区豊玉の革マル派アジトへの家宅捜索で押収。Y容疑者が、豊玉アジトに出入りしていた同派メンバーと数回にわたり接触、印字した資料を渡していたことが分かった。公安部によると、革マル派が敵対するセクトのアジトの電話を傍受した際に、会話の中で出てきた電話番号の契約者などを二人に調べさせていたという。-(後略)-【共同通信配信】

この事件の刑事裁判は、東京地裁で23回の公判の後、2002年4月30日、2名に有罪判決(Y被告：懲役2年4月、I被告：同1年8月、それぞれ執行猶予5年)が言い渡されたが、両名は控訴せず判決が確定した。Iは元国鉄東神奈川電車区出身、Yは同大宮機関区出身で、いずれも動労に所属。国鉄改革で退職した動労組合員がNTTに再就職し、革マル派の非合法の調査活動に協力していたこの事件は、国鉄改革を利用した革マル派のNTTなど他産業への潜り込み工作の存在を示す何よりの証拠であるといえる。また、盗んだデータにJRグループの経営幹部と労組幹部のものも含まれていたことは、同派のJRへの浸透をさらに裏付ける証拠でもある。次号で引き続き検証を深めたい。

NTT事件の代理人はJR総連・東労組裁判の担当弁護士と同一人物！

JR連合は、JR革マル問題に関わる重要事件とみて公判を傍聴したが、常に革マル派とみられる者が何名か傍聴し、時折、JR連合の傍聴者に因縁をつけてくるなどした。また、元東労組中央執行委員の本間氏の裁判証言などから革マル派の党中央を代理していたとみられるW弁護士(M法律事務所)が、被告代理人として熱弁を振るっていた(No.48参照)。さらにJR総連・東労組関連の複数の裁判の代理人を務め、東労組の顧問弁護士でもあったM・S氏、N・T氏、M・M氏も、この事件の代理人に名を連ねている(No.49参照)。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年11月4日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 62】

NTT事件は氷山の一角！労働界に巧妙に潜入する革マル派！

前号で紹介した「NTT顧客データ漏洩事件」については、西岡研介著「マングロブ」(講談社)、宗形明著「もう一つの『未完の国鉄改革』」(月曜評論社)で詳説している。「マングロブ」は、2001年12月4日の検察側の論告内容を次の通り記載している(p.230)。

革マル派の非公然活動家である被告両名が、同派の独善的主義に基づき、内ゲバ等に備えるため、対立する中核派構成員の氏名、行動情報等を調査した行為は、極めて反社会的である。-(中略)-革マル派の電通労働者委員会の「パラソル会議」では、盗聴等の犯罪行為が報告されており、今回と同様の行為が全国的に行われてきたと考えられる。これは氷山の一角である。-(中略)-今回の犯罪は革マル派による計画的犯行である。NTTの信用にとどまらず、国民の通信に対する信頼を侵す行為であり、社会的にも責任は非常に重い。重要な個人情報革マル派に知られることは由々しき事態である。-(中略)-両名に反省の情はまったくない。今後も革マル派の利益のために行動することは必至である。Y被告は、国鉄から昭和63年にNTTドコモに就職したが、革マル派組織のための非合法活動を続け、「パラソル会議」でも主賓の扱いだった。I被告に電話番号のメモを渡して情報漏洩を依頼しており、責任はより重大である。I被告は国鉄から昭和63年にNTTに就職したが、同様に革マル派組織のための非合法活動を続け、同派の電通労働者委員会の責任者として重要な役割を担ってきた。

国鉄改革時には約7万名が再就職や自主退職を余儀なくされ、多くの職員が、官公庁、地方自治体、公共機関、民間企業に再就職した。動労も国鉄当局の余剰人員の整理削減に積極的に応じていたが、「もう一つの『未完の国鉄改革』」では、「もしや国鉄改革の裏面で革マル派の官公庁への拡散があったのではないか」「国鉄時代は無名、ごく普通の労働組合員と見られていた者が、十数年後に突如バリバリの革マル派活動家として姿を現すとは尋常ではない。この『NTT等革マル社員2名の逮捕事件』もまた、革マル派お得意の『潜り込み戦術』が露呈したものと考えられる」と指摘している(p.53)。国鉄改革で鉄道の職場を去り、新たな職場で努力されてきた方々からみれば、到底許されない背信行為である。

12の革マル派「労働者委員会」が存在！密かに進む潜入工作

既出の警察庁広報誌「焦点」(258号)では、「全通」「教育」「電通」「自治体」「金属」「電機」「重工業」「社会事業」「化学」「マスコミ」「交通運輸」「中小企業」という12の革マル派の各労働者委員会の存在を紹介している。NTT、さらに他の機関や企業内に革マル派が潜入し、密かに非合法活動を行っている危険性は非常に高いとみなければならない。

また、本事件の犯人の両名は、国鉄時代は無名の動労組合員であり、NTTでも“普通の社員”であった。JR内でも、組合役職もない一社員が、革マルの構成員やシンパである危険性も認識する必要がある。「焦点」は「同派は、党派性を隠して基幹産業の労働組合やマスコミ等に潜入工作を推し進めていると言われ、各界各層での影響力拡大を図っているものと思われます。直接行動を否定するかのようになり、党派性を隠した活動は、組織拡大のための革命戦術と言えます」と指摘している。革マル派の危険性を再認識し、国、社会を挙げた同派追放の取り組みが、今こそ求められている。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年11月9日発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 63】

革マル資金源として警察はJR総連からの流入金を指摘！

これまで、革マル派の非公然アジトについて検証してきたが、警察庁広報誌「焦点」(258号)は同派の表向きの拠点として、都内早稲田の「解放社本社」と「解放社」の北海道、北陸、東海、関西、九州、沖縄の6支社の存在と、裏の活動拠点として、玉川台、西葛西、竹の塚、王子、綾瀬、豊玉(東京都)、浦安(千葉県)、大和、厚木(神奈川県)、津幡(石川県)、福井(福井県)、生駒(奈良県)、尼崎、神戸(兵庫県)の非公然アジトの存在について紹介している。西岡研介著「マングローブ」には札幌アジト(北海道)についての記載もある。警察が摘発しただけでも、これだけのアジトがあるというのだ。発見されていない非公然アジトは、全国に何箇所あるのだろうか。これだけのアジト等を維持し、日々、違法な調査活動や武器の製造などを行うには、果たして、どれくらいの資金が必要なのだろうか。「マングローブ」には、革マル派の資金に関して、以下の記述がある(p.224)。

96年に警視庁が摘発した綾瀬アジトは3LDKで、家賃は当時で月額、管理費込みで9万8000円だった。豊玉アジトでは、練馬区の6階建て雑居ビルのうち、5階の1室と6階のワンフロアを使用。5階は宿泊兼事務室、6階は事務所として使用していたのだが、それぞれの家賃は月額9万3000円と、23万8000円だった。しかも革マル派はこの2室を86年から、つまりは摘発される10年以上も前からアジトとして使用していたのである。いったい、これらの潤沢な資金はどこから出ているのだろうか…。

また、警察が作成したとみられる革マル派「綾瀬アジト」の押収物の解析資料には、同派の財政について、「No.6」で紹介した通り、次の驚くべき記載がある(宗形明著「異形の労働組合指導者『松崎明』の誤算と蹉跌」p.69)。

財政は、中核派や革労協狭間派等の他派に比べると、かなり安定していると思われるが、その要因は、産別同盟員から、同盟費とカンパが定期的に入ること、JR総連等の労働組合や大学の掌握自治体等からの流入金があること、また、ゲリラ等による支出がないこと等によると思われる。革マル派は、「創造社」を除き、「解放社」等同派の施設は、昭和57年から平成元年までの7年間に約20億3000万円で新築したり購入したりしていることから、これをみても同派の財政の豊かさが窺われる。

警察資料「松崎氏がかなりの金額を組合費から革マルに流出」と記載！

非合法活動を行う組織が、20億円以上もの資金で施設を新設、購入できるというのは、常識でとても考えられない。そして警察は、JR総連からの流入金について明確に指摘している。元東労組中央執行委員の本間雄治氏は、裁判でJR内での革マルカンパの実態を証言した(No.7)。そして、「綾瀬アジト」解析資料には、「松崎は、昭和62年頃から平成5年の間に数千万円を活動費として組織にカンパしているが、その他にも『必要な金は作るから、とにかく組織を作れ』などと指示していることから、かなりの金額をJR東労組(JR総連)の組合費等から革マル派に流出させているものとみられる」との記載がある。「松崎」とは、言うまでもなく、元東労組会長の松崎明氏のことだ。

次号では、この資料における松崎氏に関する驚愕的な指摘について紹介していきたい。

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年11月11日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 64】

警察資料は「松崎氏は現在も革マル派の最高幹部」と断定！

幾度も紹介してきた、警察が作成したとみられる、96年に警視庁が摘発した革マル派「綾瀬アジト」から押収された解析資料には、元東労組会長の松崎明氏について詳細な記載がある。JR総連・東労組は松崎氏を「育ての親」「重鎮」「余人をもって代え難い」などと崇め称えてきたが、2009年10月26日付の「松崎明氏による『週刊現代』訴訟の勝利判決にあたって」なるJR総連の見解には「我々の人格的代表者」とまで記載されている。

この警察資料は、以下の驚愕的な記述から始まっている（宗形明著「異形の労働組合指導者『松崎明』の誤算と蹉跌」p.59）。警察は押収物から「松崎氏は現在も革マル派最高幹部である」と明確に分析し、JR総連・東労組が革マル派に支配されているとみている。

「綾瀬アジト」の摘発と押収品分析の結果、昭和38年2月の革マル派結成以来の議長（平成8年10月13日の政治集会で議長辞任を表明）である黒田寛一（注：2005年6月26日死亡）と副議長と言われているJR東労組会長の松崎明は、現在も革マル派の最高幹部であり、組織内では絶対的な権限を有していることや、革マル派との無関係を強調しているJR総連には、以前の「国鉄委員会」に替わる革マル派組織の「JR委員会」があり、革マル派によって運営されていることが明らかになった。

「松崎氏が革マル派最高幹部と信じたことに相当な理由がある」と判示

JR総連・東労組側は、この資料は、警察が作成したか、警察情報に基づくものと認めながら、一方で内容は間違いだとしている（No.4参照）。しかし、彼らが「勝利判決」としている上記「週刊現代」訴訟の一審判決では、以下の通り、「松崎氏が革マル派最高幹部と信じたことには相当の理由がある」と明確に判断し、松崎氏の訴えを退けた。つまり、証拠からみて「松崎氏が革マル派最高幹部」と信じるのはもつともだ、と述べているのだ。

上記前提事実によれば、原告（注：松崎氏）は、革マル派の基となった組織の創設者の1人であり、革マル派が結成されたときは、理論的指導者であり、議長に次ぐ副議長の地位に就いた者であったこと、被告西岡は、警察庁幹部及び警視庁幹部から、原告が未だに革マル派の最高幹部であるとの説明を受けたこと、被告西岡が警察庁幹部から提供を受けた資料（丙38、注：綾瀬アジト解析資料）には、平成8年8月10日の革マル派の非公然アジトの摘発の押収品から、原告が現在も革マル派において黒田に次ぐ最高幹部として組織内では絶大な権限を有しているとの記載があること、丙38の記載内容が歴代の警察庁警備局長等の国会答弁、国会議員の質問主意書とこれに対する内閣の答弁書と矛盾しないことが確認できたこと、原告は、昭和61年のインタビューの際には、動労が貨物安定宣言を出した昭和53年10月以前に革マル派との関係が切れていたと語ったものの、平成4年発行の著書において、昭和53年に上記宣言が行われたときにはまだ革マル派だったと思うとの記載をし、平成6年のインタビューにおいて、何年に革マル派を辞めたかは、わからないと答えるなど、革マル派を辞めた時期について矛盾するともとれる発言をしているところ、これらの著書、発言を被告西岡が確認し、分析していたと認められることを考慮すると、被告らが、上記資料等に基づき、原告が革マル派最高幹部であると信じたことについては、相当の理由があるというべきである。

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年11月16日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 65】

松崎氏は今も革マル党建設に取り組みJR内活動家から尊崇！

前号の通り、2009年10月26日の「週刊現代裁判」一審判決は、警察が作成したとみられる革マル派「綾瀬アジト」からの押収物の解析資料(丙38号証)などを理由に、東労組元会長の松崎明氏について、西岡記者が「革マル派最高幹部であると信じたことについては、相当の理由がある」と判じた。この資料を記載した宗形明著「異形の労働組合指導者『松崎明』の誤算と蹉跌」(p.60～)の内容を基に、驚愕的記述について紹介していきたい。

組織実態

綾瀬アジトから押収した資料を分析した結果、黒田寛一(注:2005年6月26日死亡)と松崎明について組織内(注:革マル派内)では、「最高指導者同士」と表現していることからして、両名は、現在も革マル派最高幹部であることは明らかである。また、革マル派の全組織を指導する最高機関としては、結成時の規約どおり、現在も「全国委員会」があり、その下には、指導・実務機関として「政治組織局」「書記局」「機関紙編集局」の三局と、地方機関として「地方委員会」が置かれていることが判明した。

松崎明について

松崎明は、昭和38年2月の革マル派結成当時の副議長で、議長の黒田寛一と共に同派を指導してきたと言われていたが、今回の押収品から、松崎は、現在も組織内では、「理論の黒田、実践の松崎」と言われ、「黒田に次ぐ最高幹部として組織内では絶大な権限を有しているほか、革マル派幹部を指揮・指導し、党建設に精力的に取り組んでいる」ことが判明した。

押収資料には、「松崎が組織幹部に指示した内容等を記載した文書」や「松崎が幹部の学習会で党建設等について指導した文書」、「反党活動をした幹部が松崎に提出した謝罪文・自己批判書」、「組織指導部の各幹部が松崎に報告した事項を記載した文書」、「松崎が組織幹部を権利停止等の処分にした事実を記載した文書」、「松崎の指示を下部組織に徹底するよう指導した文書」等が大量にあった。

松崎明の指示等内容は、全て組織に報告されているほか、組織幹部は、松崎に対して報告等を行う義務を負っている。

松崎明は、黒田寛一と同様、革マル派の組織全般にわたって指揮・指導している。特に、同派のJR産別組織に対しては絶対的権限を有し、JR内活動家からは黒田以上に尊崇されている。

黒田氏亡き後、松崎氏は革マル派No.1幹部なのか

このように、1996年に摘発した綾瀬アジトから「松崎が組織幹部に指示した内容等を記載した文書」等が大量に押収されたという。「革マル派幹部を指揮・指導し、党建設に精力的に取り組んでいる」「松崎明の指示等内容は、全て組織に報告されているほか、組織幹部は、松崎に対して報告等を行う義務を負っている」などの記載から、警察は現在も松崎氏を革マル派最高幹部であると確信していることは明らかだ。JR内活動家からは黒田以上に尊崇されるとも記載されており、東労組が崇める通り、まさに「人格的代表者」である。黒田氏が死亡したということは、今や、松崎氏は名実ともに革マル派No.1幹部ということだろうか。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年11月18日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 66】

革マル色払拭に躍起の松崎氏の主張に説得力なし！

革マル派「綾瀬アジト」からの押収物の解析資料の、東労組元会長の松崎氏に関する記述はさらに続く（宗形明著「異形の労働組合指導者『松崎明』の誤算と蹉跌」p.60～）。

松崎明について

松崎明は、革マル派結成当時の副議長（「倉川篤」のペンネームを使用）で、自らも「革マル派を作った一人」、「かつては革マル派の幹部であった」と自認しながらも、「もうすでに辞めた。今は革マル派とは関係ない」等と、あらゆる機会を捉えて同派との無関係を強調し、「単なる労働組合の幹部である」と公言しながら、自民党議員等と積極的に接触するなど、革マル色の払拭に躍起となっていた。

松崎は革マル派幹部の学習会に出席し、党建設の方針等について講演や指導を行っているほか、参加者にレポートを提出させ、それにコメントを付すなどして、同盟員を厳しく指導しており、また、松崎の講演や論文は、「同盟員の必読学習資料」的な位置づけにあり、これを基に各種学習会や会議等で検討や討議をしている。

松崎は、平成5年の沖縄県委員会での分派活動により、中央指導部にまで波及した「組織混乱」の收拾と、「組織の再建」に乗り出し、指導部幹部（JR出身の中央労働者組織委員会常任委員等）を権利停止処分にしたほか、新たな下部組織を作ったり、機関紙「解放」の購読やカンパの納入を停止した一部指導者に対して、「機関紙の再購読とカンパの納入」を命令して実行させるなど、絶対的権限を行使しており、自らが先頭に立って、党建設に取り組んでいる。

なお、上記の「組織混乱」とは、先に検証した動労第4代青年部長の上野孝氏が革マル派に拉致・監禁され客死したあたりのことを指していると思われる（No.25,26参照）。

裁判所も松崎氏の主張の矛盾を指摘！

松崎氏は革マル派との無関係を強調するが、2009年10月26日の「週刊現代裁判」の一審判決が「昭和61年のインタビューの際には、動労が貨物安定宣言を出した昭和53年10月以前に革マル派との関係が切れていたと語ったものの、平成4年発行の著書において、昭和53年に上記宣言が行われたときにはまだ革マル派だったと思うとの記載をし、平成6年のインタビューにおいて、何年に革マル派を辞めたかは、わからないと答えるなど、革マル派を辞めた時期について矛盾するともとれる発言をしている」と判示したように、主張は一貫性がなく説得力もない。本人が何と言おうと、検証すればするほど、警察が革マル派最高幹部と断じる松崎氏について、「革マル派をいつ辞めたのか」という疑問自体が無意味に思えてくる。

また、「自民党議員等と積極的に接触」とあるが、政権交代後の現在、民主党議員に触手を伸ばしている危険もありそうだ。また、上記のように、松崎氏のペンネームが「倉川篤」であることは有名だが、息子の名前も「篤」であることも興味深い。

JR総連・東労組は、この綾瀬アジト解析資料の内容は間違いだとしているが、警察が作成したか、警察情報に基づく資料であることは認めている。警察の言うことは全部デタラメとする彼らの主張は主張で結構だが、一般の組合員には到底通用しないだろう。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年11月24日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 67】

松崎氏は退任後も組合費で高級車提供の破格の厚遇！

今号からは、松崎氏が2009年1月26日に「週刊現代裁判」の法廷で自ら証言した内容を紹介し、JR総連・東労組の組織内での処遇などについて検証していく。

松崎氏は2002年に東労組の顧問を退任し組合役職を退いたと自ら述べているが、その後も組合費で車やボディガードを提供されていたことについて、以下の通り証言した。

(被告代理人)顧問を退くときに、組合の役員から、顧問といった役職がないと組合の車を付けることができないと、だから是非とどまってくださいといったようなことを言われたことはありますか。(松崎)覚えておりませんが、あったかもしれません。(代理人)JR東労組の顧問を退かれた後、JR東労組から車をあてがうというんですかね、あるいはあなたが相当自由に使える状況にはまだなっていたんでしょうか。(松崎)はい、いろいろ提供してもらったと思います。(代理人)それは顧問という一線を退かれたというあなたの先ほどの言葉もありましたけれども、組合という組織あるいは団体からして、どういうことで何の役職にも就いていないあなたに車の提供というのがなされていたんでしょうか。ご存じでしょうか。(松崎)多分、私の身を案じていろいろと手だてを尽くしてくれたと思っていますから、特に奇異を感じておりません。(代理人)それは襲撃されるからということですか。(松崎)ということもあります。(代理人)本件記事ですと、あなたに提供されていた車というのは、ボルボ、ベンツ、クラウン、ブラウディアというんでしょうか、そんなようなものが提供されていたといった記事が掲載されておりますけれども、これは事実としてはそのとおりなんでしょうか。(松崎)はい、そのとおりです。(代理人)車種の選択についてあなたが何か意見を述べるということはあるんですか。(松崎)あります。(代理人)それはどんなことでしょうか。(松崎)ベンツはもと私が並行輸入をした新古車を私が買ったわけです。で、私が乗っていたんですけど、それについて、組合がそれは持つからということになったんで、ベンツについてはそうです。後に非常に強い車ということでボルボ等については組合が手配をしてくれました。(代理人)ベンツを利用するに当たっては、ごつい車では国会や議員会館に行くときに格好が悪いと、だからベンツにするよということでこれにしたということはありませんか。(松崎)最初からそのつもりもありました。(代理人)それから、襲撃という危険性があるというお話もあったかと思いますが、顧問という役職を退かれた後、あなたの身边にいつも、警備というんですか、警護というのか、あるいは安全を守るというのか、そのようなことをしてくれる人は付いていたのですか。(松崎)おりました。(代理人)今も付いているの。(松崎)おりません。(代理人)これはボディガードということですかね。(松崎)まあ、そういうこともあるでしょうが、いろいろと私のために動いてくれるということは、秘密的な役割というのは強かったと思います。

ボルボにベンツにクラウンにブラウディア、組合員は納得しているのか！

松崎氏は襲撃の危険があるとか、国会に行くのに格好が悪いというのと理由で、自ら車種を選択し次々と専用高級車を購入させ、ボディガードも付けていた。そもそも革マルとの無関係を強調しながら、襲撃の危険があるというのもおかしい話だ。そして、組合員は、組合費による同氏への役職退任後も続いた破格の厚遇に納得できるのか。JR総連・東労組の一般組合員は、この事実を知って、怒り心頭だろう。

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年11月25日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 68】

松崎氏はいつ「永久組合員」になったのか？！

役職のある間のみならず、退任後も、高級専用車とボディガードを組合から提供されていたという東労組松崎元会長だが、本人は、こうした破格の厚遇について、さも当然のことだと受け止めている。前号に続き、「週刊現代裁判」の松崎氏の証言（2009年1月26日）を引き続き紹介したい。

(被告代理人)秘書的な役割ということになると、役職者ではない、顧問でもないといった人であるあなたについて、当然この秘書的な役割をする人の給料は組合から出ていると思えますけれども、これは組合が負担するというのはどういったことでなされているのでしょうか。(松崎)別にどうという意図もありませんよ。(代理人)先ほど言ったように、普通に考えると、役職者であれば、そういった人たちについて組合のお金を支出するということはあるけれども、顧問も退かれると困りますのでこれは是非再考をして顧問にとどまってくださいというような話が、ある意味、社会的には常識的な話なんですけれども、それを振り払って辞めたと、そういう人に対してなおかつ組合のお金を恒常的に支出している、これについては何か問題点というのはいないのでしょうか。(松崎)それは、永久組合員ということではいろいろ話がありまして、昨年(注:2008年)の12月までは私は組合員ですから特に問題は感じておりません。(代理人)「えいきゅう」というのは、永続的という意味の永久ですか。(松崎)そうです。(代理人)Aクラスということじゃないんですね。(松崎)ありません。(代理人)永久ね。(松崎)はい。(代理人)そうすると、組合員なら誰でもそういったサービスを受けられるわけではないですよね。(松崎)それは当然ですね。

(代理人)「週刊現代」の記事の中で、組合の役職者でもないのに車をあてがわれてボディガードが2人も付いていると、これらの費用を組合が負担していると、こういうくだりがあるんですけれども、この部分は名誉毀損として提訴しておりますか。(松崎)さあ、どうでしょう。よく覚えておりません。してないかもしれませんね、それは。(代理人)事実だからしてないんでしょうかね。(松崎)別に名誉毀損されたとは思いませんからね。多分してないと思います。

高級専用車やボディガードの提供について、松崎氏は自ら「特に問題は感じておりません」「名誉毀損されたとは思いません」と証言しているが、このやり取りを見ると、名誉毀損どころか、むしろ、誇らしく自慢しているように思われる。高級車を次々買い替え、ボディガードを2人も付けるための経費は相当な額に上るだろう。自分が作った組合から厚遇を受けるのは当然、と考えているのだろうか。組合員は、自分のために組合費を収めてくれていると勘違いしているのではないか。

JR総連・東労組の常識は世間の非常識だ！

常識で考えられない松崎氏の優雅な待遇だが、さらに、東労組には「永久組合員」なるものがあるというから驚きだ。規約や規則に定めているなら教えて欲しいものだ。組合員はそのことを知っているのか。どうすれば「永久組合員」になれるのか。

松崎氏は厚遇を誇りに思うのだろうか、「私物化」とみるのが普通ではないか。一般の組合員にとって、とても納得できものではないだろう。これに対し、どの機関や役員からも異論が出ないことこそ、彼らが異常な組織であることの証左であると言える。

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年11月30日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 69】

松崎氏の息子はJR総連関連会社「さつき企画」の社長に就任！

JR総連・東労組より破格の厚遇を受けてきた東労組元会長の松崎明氏だが、息子のA氏も、松崎氏が唯一の株主を務めるJR総連関連会社「さつき企画」の社長に就任するなどしていた。このことについて、「週刊現代裁判」における松崎氏の証言内容(2009年1月26日)を検証する。まず「さつき企画」についての松崎氏の証言を紹介したい。

(被告代理人)さつき企画というのは、いつ頃できた会社ですか。(松崎)…(代理人)大体でいいですよ。(代理人)そうですね、15、6年前じゃないですか。(松崎)目的はどのようなことをする会社ということなんですか。(代理人)さつき企画は、取りあえずは、多分ひどい時代が来るであろうからOBの就職先を確保しようということが1つ、それから私は余り薬害ということで薬は嫌いですから、ウコンですとかプロポリスですとか、そういう健康に必要なものの販売を安く確実に安全なものをするという意思がありました。(代理人)あなたも、最初から設立には関与されていたんですか。(松崎)はい、そうです。(代理人)当初はどんな仕事をしてましたか、さつき企画会社の業務としては。(松崎)…(代理人)最初から健康食品的なことをやっていたんですか。(松崎)そうですね。私が始めたときはね。その前にさつき企画がありますから。(代理人)最初は保険代行のようなことが主だったんですか。(松崎)そうですね。ほとんど休眠会社だったですからね。(代理人)それから組合関係の組合員対象のツアーを企画するといったことも始めましたね。(松崎)始めました。(代理人)2000年あるいは1999年頃でも結構ですが、この当時のさつき企画の株主の構成というのはどうなっていましたか。(松崎)私1人だと思います。(代理人)個人会社ですか。(松崎)そうだと思います。(代理人)個人会社といういろいろな意味がありますが、まず株式を保有しているのはあなたお一人なんですか。(松崎)はい。(代理人)ただ、あなたの個人的な目的のためにやっている会社ではなくて、組合員や何かの保養の場も提供するというようなことも大きな目的の1つにはなっていたんですね。(松崎)はい、そうです。(代理人)健康食品、ウコンやプロポリスは、これは実際にはどうやって注文を受けたりしてたんですか。(松崎)これは、さつき企画が各地方を回り、それぞれの大会、中央委員会その他現場まで赴いて宣伝をし、多分組合機関紙にも宣伝をしてもらったと思います。(代理人)大会なんかには出掛けていくでしょうし、それから地本の役員にさつき企画の担当をお願いして、地本所属の組合員の注文を取りまとめて本社のほうに連絡をする、発注するというようなこともしてましたね。(松崎)はい、販売促進をお願いすることはありました。-(中略)-(代理人)ところで、松崎さんのお子さんにAさんという方がいらっしゃるんですよね。(松崎)はい。(代理人)この方はJR東労組とかJR総連の組合員でしょうか。(松崎)関係ありません。(代理人)Aさんは、2000年3月にさつき企画の取締役役に就任して、翌2001年6月に同社の代表取締役役に就任されましたか。(松崎)そう思います。

労働運動家が息子に組織を継がせるなど聞いたことがない！

「さつき企画」のウコンやプロポリスを購入したことのあるJR総連・東労組の組合員も相当いることだろう。西岡研介著「マングローブ」は、「政治家や資産家が、親の遺産や社会的な立場を『世襲』することは、ままあることだ。が、松崎のような『労働運動家』が息子に組織を継がせるなど、聞いたことがない」と厳しく指弾している(p.100)。